

平成23年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線：7157)

8 目 特別医療費助成事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別医療費助成事業 (小児医療費助成事業費)	662,559	388,401	274,158				662,559	

トータルコスト 663,358千円 (前年度389,208千円) [正職員：0.1人]

主な業務内容 補助金交付事務等

工程表の政策目標(指標)

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県特別医療費助成条例に基づき、小児の医療費に対して助成し、子どもの健康の保持及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。

2 主な事業内容

中学校卒業までの小児に係る医療費の本人負担分から一部自己負担を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。

[所得制限]

なし

[自己負担額]

入院：1,200円/日 (低所得世帯は月15日まで)

通院：530円/日 (1月4回を限度)

(単位：千円)

区分	予算額	内 容
医療費補助金	606,269	医療費の助成に要する経費 (県1/2、市町村1/2)
事務費補助金	55,990	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会及び鳥取県社会保険診療報酬支払基金に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費 (県1/2、市町村1/2)
標準事務費	300	
合計	662,559	

3 これまでの取組状況、改善点

小児の医療費を助成する市町村に対し、医療費及び事務費(審査・支払手数料)の1/2を助成。県制度創設時(昭和48年)の助成対象年齢は、入院・通院とも、1歳児未満児。その後、段階的に助成対象年齢を拡充し、平成20年4月からは入院・通院とも小学校就学前までとしていた。平成23年4月1日から、助成対象年齢を入院、通院ともに中学校卒業までに引き上げる。

【平成23年3月以前】小学校就学前まで(小学校就学の始期に達するまでの間にある者)

【平成23年4月以降】中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)